

グローバル化における法と法学教育

—国際関係法を中心に—

日時：2011年2月14日（月）

場所：日本学術会議6階6A

開会の挨拶

<司会：松井>

予定の時間になりましたので、グローバル化の時代における法と法学教育というテーマでシンポジウムを開催させていただきます。

私は、立命館大学の松井と申しまして、本日のシンポジウムを主催する国際法学会の「国際関係法教育検討委員会」と、日本学術会議の「グローバル化と法の分科会」の両方に関係しております関係で司会の役を仰せつかりました。

本シンポジウムの趣旨は、今日、お配りしたプログラムの最初に囲みで書いてありますが、やや焦点が異なるものの、2つの組織（国際法学会・日本学術会議）でこれまで検討してきた「グローバル化と法」ないしは「法学教育」との関わりについて、中間のまとめた議論をしてみたいということで開いたシンポジウムです。

これまで、どちらかと言うと、両組織とも、それぞれの仲間内では議論して参りました。今日は、はじめて他の方々のご意見も伺える機会であり、年度末のご多忙のところですが大変多くの方々にお集まりいただきました。とりわけ最後の討論の時には、是非、よろしく願いをします。

それでは、開会の挨拶を、学術会議の第一部会の部会長である広渡先生をお願いいたします。

<開会挨拶：広渡>

広渡でございます。今日は、シンポジウムにご参加いただきましてありがとうございます。学術会議の挨拶ということなので、普通ですと学術会議の紹介をいたしますが、今日はたぶん同業者の方ばかりかもしれないので、詳しいこと差し控えたいと思いますが、昨年、日本学術会議は、4月に「日本の展望—学術からの提言」という大きな提言を出しまして、それに基づいて8月に政府に勧告をいたしました。多くの皆さんはご承知のところだと思いますけれども、この勧告は、1995年に制定されました科学技術基本法について、その趣旨を抜本的に改正すべしという、そういう勧告でございます。

その趣旨というのは、科学技術基本法は、人文・社会科学をいわば除外した形で施策を実行するという基本法になっておりますので、日本学術会議は、学術、つまり自然科学、人文・社会科学、すべてを含んだ学術全体の立場から、日本の学術に対する施策を推し進

めるべきであって、その基本法にふさわしく科学技術基本法を改正すべしと、こういう勧告をいたしました。政府の側が、どのようにこれに対して対応するか、今後、推移を見守っていくしかございませんけれども、民主党政府は、それでなくてもなかなか大変な、胸突き八丁にかかっておりますので、すぐに我々の期待したような対応ができるか、展開するかどうか、まだ心許ないところであります。この科学技術基本法に基づいて、5年ごとに基本計画が定められておりまして、この3月に第四期の科学技術基本計画が閣議決定される予定です。そこでは、従来の「科学技術」、中黒を付けない科学技術という言葉、学術会議が提案しているように、「科学・技術」というように、これは学術というふうに言うてしまえば我々の一番願っている趣旨にかなうのですけれども、いきなりそこにはいかないの、少なくともサイエンス&テクノロジーという正確な表記に対応した日本語の読みをするということが実現しそうでございます。

それからもう一つは、政府の研究開発投資をGDP比1%に増額する、GDP1%というのは、かねてから大学・高等教育予算について大学関係者が主張してきたところですが、政府研究開発投資をGDP費1%にすることが基本計画に書き込まれる予定だと聞いています。少しずつ動いているところであります。

今日のシンポジウムのテーマですけれども、「グローバル化の時代における法と法学教育」は、誠に時宜にかなったテーマだと思われま。法学分野の動きと絡めて申し上げますと、2年ほど前に中教審から学術会議のほうに、日本の大学の質保証のあり方を考えて欲しいという審議依頼がありました。学術会議は委員会を作りまして、答申を返したところでございます。基本は、大学の自治に基づいて、各大学がそれぞれ質保証のための創意的な基準を作成すべきであるというのが原則ですけれども、その上で質保証にかかわる重要な考え方について、すべての学問分野に共通の必要なものとして示しました。これに基づいて、質保証のための各分野の参照基準を作成するという作業を、学術会議の中で進めることになりまして、今、法学の分野では、法学の参照基準を作る分科会を設置したところであります。これから、議論を始めるところです。このテーマに、今日のグローバル化の時代における法と法学を取り上げるこのシンポジウムの趣旨は、直接につながっているように思われます。

それからもう一つ、これは宣伝にもなりますけれども、お手元に、色刷りのチラシをお配りしておりますが、3月16日に「法学研究者養成の危機と打開の方策」と題しまして、学術会議の「法学系大学院分科会」と法学委員会が共催をして、半日のシンポジウムを開催することにいたしました。この分科会では、2年ぐらい議論を続けてきました。法学研究者養成というのは、法学教育研究の全体の再生産のシステムの最も基本になるところだと考えられますけれども、この養成システムが、法科大学院設置後、曖昧なままで、方向性のはっきりしない状況で浮遊しています。これを何とかしなくてはいけないということで、打開の方策を検討するシンポジウムを開催することにいたしました。基調講演は、前最高裁判事の奥田先生をお願いをしています。事前にアンケート調査を実施し、個別大学

の現況の報告をあわせて、実証的な議論をしながら、将来の展望を考えようという狙いで
す。この3月16日のシンポジウムには、本日の司会をお務めの松井芳郎先生にも報告者として
ご参加いただくことになっておりますので、このシンポジウムもよろしくご参加をお
願いしたいと思います。

学術会議は色んな形で、様々な分野で取り組みをしております。今日のこのシンポジウ
ムも、その一つの取り組みであります。最後まで熱心にご討議いただき、成果が上がるこ
とを心から期待しております。ありがとうございました。